

## 軽度者に対する福祉用具の例外給付について Q&A

Q 1 要介護1以下の者（軽度者）が初めて福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、算定はいつからになるか。

A 1 確認届出書の受付日より算定を認める。

Q 2 新規、更新、変更認定申請中で、結果が要介護1以下の暫定ケアプランを作成し、福祉用具貸与を開始する場合の届出はどのようになるか。

A 2 確認届出書の要介護度を認定申請中とし、申請日を記載したうえ、確認届出書を提出すること。

Q 3 確認の有効期間が終了したが、引き続き福祉用具を利用する場合どのようにすればいいのか。

A 3 再度申請が必要。確認の有効期間は認定有効期間の終了日までのため、認定更新の結果が出た後、早めに申請すること。

Q 4 更新申請中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたため、サービス提供者や利用者との都合が合わず、担当者会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、どのようにすればよいか。

A 4 届出前からの遡り給付は原則できないが、認定の結果が出るのが遅くなった場合など、やむを得ない事情（ケアマネジャーの責によらない事情）の場合は、事情を考慮し確認の有効期間を遡る。そのような場合には遅れる旨を事前に町へ相談すること。

Q 5 すでに例外給付申請をして町から確認通知を受け取っているが、区分変更申請をして要介護度が変更になった。再度申請をする必要があるのか。

A 5 要介護度が変更になった場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効なものとして取扱う。そのため、変更前の確認通知の確認期間が終了した後も引き続き貸与する場合は申請すること。

Q 6 車いすの付属品であるクッションだけをレンタルしてもよいか。

A 6 車いす付属品とは、車いすと一体的に使用されるものに限られ、付属品のみでは介護報酬は算定できない。また、一体的に使用されるものとは、車いすと付属品のクッションを併せてレンタルする場合のほか、車いすをレンタルでなく既に所有している場合も含む。なお、入浴用リフトのクッションとして、車いす付属品のクッションをレンタルする場合は、一体的に使用しているとはいえレンタルの介護報酬は算定できない。

Q 7 自前で特殊寝台を持っているので、特殊寝台付属品のみを貸与したい場合の提出書類は何か？

A 7 提出書類は、特殊寝台と同様。特殊寝台付属品の必要性は、特殊寝台の必要性に準ずるため、特殊寝台についても適切なケアマネジメントを行い、サービス担当者会議の要点等へ記入すること。

Q 8 転入ケースで、転入前の市町村においては福祉用具貸与の例外給付の基準に相当する確認を受けているが、この確認によって町に転入以降も引き続き貸与を受けることができるのか？

A 8 転入前の保険者による確認を受けていた場合であっても、当町に転入後引き続き当該福祉用具貸与を受ける場合には、町に対してあらためて確認届出書の提出を速やかに行う必要がある。